

○財務省告示第六百五十三号
 省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十五年十月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
 平成十五年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。	札発行競争に付して行われる入札の申込みのうち応募額の順位が高いものからその応募額の順次割り当てられる。	各申込みのうち応募額の高いものからその応募額の順次割り当てられる。	額面金額で四千九百九十九億うち、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債に付いては、金額で四千四百九十八億九千五百円、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債に付いては、額面金額で五百億八百九十九

七 払込金額
八 最低額面金額

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利率
の払込み

五 五万円
四 九千九百九十八億千四百万円
五 五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十五年十月二十七日

額面金額百円につき九十九円七

十銭以上のそれぞれ九十九円七
年一・九パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{19}{100} \times \frac{37}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子以

平成十五年十月二十七日 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行 額面金額百円につき百円
 平成十五年九月二十日
 利子を支払う。六月間に属する
 て、その日以前六月間に属する
 を支払期とし、各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月二十日
 毎年の支払期とし、各支払期におい

金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$